

# 懲戒条例

(一九九一年六月二十九日  
条例公示第二十八号)

## 改正

- ①一九九九・六・二五条例公示一
- ②二〇〇〇・六・二七条例公示一
- ③二〇〇〇・五・六・二八条例公示一
- ④二〇〇一・二・六・二九条例公示一

## 第一章 総則

(この条例の適用)

第一条 この条例は、懲戒に該当する非違行為のあった僧侶に適用する。

(懲戒のときに関する効力)

第二条 宗門法規上非違行為とならなかった行為を、事後の宗門法規によって懲戒に処することはできない。

(懲戒の宗門法規変更に関する効力)

第三条 非違行為を行った後宗門法規の変更があったときは、最も軽いものを適用する。

(懲戒期間の計算)

第四条 懲戒の期間は、判定確定の日の翌日から起算する。

(精神障害、年齢未滿、不可避)

(第一七編) 懲戒条例

第五条 精神の障害により、是非を弁別する能力のない者、年齢十四歳に満たない者及び不慮の災害によつて、やむをえず行つた行為は、これを懲戒しない。

## 第二章 懲戒の種目

(懲戒の種目)

第六条 懲戒の種目は、次のとおりとする。

- 一 除名
- 二 重懲戒
- 三 軽懲戒
- 四 謹慎
- 五 譴責

(除名)

第七条 除名は、僧侶の身分を喪失させ、僧籍簿の登録を削除する。

(重懲戒)

第八条 重懲戒に処せられた者は、すべての役職務を罷免され、教師、学階、褒賞及び一般衣体を除く衣体をはく奪され、法要座次を最下級に降下されるほか、懲戒期間中に限り、自己が所屬する寺院又は教会以外の場所において僧侶の分限を行うことができない。

(重懲戒の期間)

第九条 重懲戒に処する期間は、三年以上七年以下とする。

(軽懲戒)

第十条 軽懲戒に処せられた者は、住職又は教会主管者以外の役職務を罷免されるほか、その懲戒期間中に限り、自己が所属する寺院又は教会あるいはその門徒の家以外の場所において僧侶の分限を行うことができないのみならず、学階、褒賞及び一般衣体を除く衣体の効力が停止され、教師及び法要座次を最下級に降下される。

(軽懲戒の期間)

第十一条 軽懲戒に処する期間は、一年以上五年以下とする。

(謹慎)

第十二条 謹慎に処せられた者は、その懲戒期間中、自己が所属する寺院又は教会あるいはその門徒の家以外の場所において僧侶の分限を行うことができない。

(謹慎の期間)

第十三条 謹慎に処する期間は、三月以上二年以下とする。

(譴責)

第十四条 譴責は、文書をもって訓戒する。

(懲戒に処せられた者の制限)

第十五条 第六条第二号乃至第四号の懲戒を受けた者は、その懲戒期間中、前記の懲戒処分を受けたが、その施行を猶予された者は、その猶予期間中、褒賞及び学階の授与、教師の補任及び陞補並びに法要座次及び衣体の許可を受けることができない。

第三章 懲戒の軽減及び加重並びに施行猶予

(併合の懲戒)

第十六条 確定判定を経ない数個の非違は、これを併合して、最も重い非違行為について定めた懲戒によって処断する。

(酌量軽減)

第十七条 非違行為の情状により酌量してその懲戒を軽減することができる。

(累行非違行為と懲戒加重)

第十八条 懲戒に処せられた者が、懲戒の施行中又はその懲戒を受けることがないようになってから三年以内に、更に非違を行い、懲戒に処すべきときは、その非違行為について、懲戒を加重することができる。

(競合非違行為の処断)

第十九条 一個の行為が数個の非違行為に該当する場合は、最も重い非違行為について定めた懲戒によって処断する。

(施行猶予)

**第二十条** 三年以下の軽懲戒又は謹慎の判定について、その懲戒の施行を猶予することを相当とする情状があるときは、一年以上五年以下の期間、その懲戒処分を施行を猶予することができる。謹慎以上の非違行為を累ねたときは、この限りでない。

2 懲戒の施行猶予の判定を受けたときは、非違行為によって生じた損害の賠償を、命ずることができる。

(施行猶予の取消)

**第二十一条** 懲戒処分の施行を猶予された者が、その猶予期間中に、謹慎以上の懲戒に処せられたときは、施行猶予を取り消さなければならない。

2 施行猶予の期間中に、次の各号の一に該当するものは、施行猶予を取り消すことができる。

- 一 前条第二項による損害の賠償を履行しない者
- 二 改悛の情のない者

**第二十二条** 施行猶予が取り消されることがなくてその期間を経過したとき、判定は、その効力を失う。ただし、損害賠償の責は免れない。

**第四章 減免**

(減免の種類)

**第二十三条** 懲戒の減免は、赦免及び宥免の二種とする。

(赦免)

**第二十四条** 赦免は、恩赦令が発せられたとき、又は本派の重要な儀式に際して行う。

2 赦免の範囲は、達令をもってその都度これを定める。

(宥免)

**第二十五条** 宥免は、懲戒期間の半ばをすぎた者であつて、その本分を遵守し、改悛の実績のある場合に行い、将来にむかつて懲戒を免除又は軽減する。

2 宥免の適用は達令をもつて別に定める。

**第五章 時効**

(時効)

**第二十六条** 非違行為を終わった日から次の期間を経過した後は、その者について申告することができない。

- 一 除名にあたる非違については、十年
- 二 重懲戒にあたる非違については、七年
- 三 軽懲戒にあたる非違については、五年
- 四 謹慎にあたる非違については、三年
- 五 譴責にあたる非違については、一年

六 選挙に関する非違については、六月

(時効の停止)

第二十七条 時効は、当該非違行為の申告書の受理日をもって、進行を停止する。

2 非違行為に該当する行為を行った者が僧侶条例(一九九一年条例公示第十六号)第十八条の規定により僧籍削除となつたため又は懲戒の根拠となつている役職を失つたため申告されなかつた場合には、時効は、僧籍削除の日又は当該役職を失つた日をもって、その進行を停止する。

## 第六章 非違行為の分類

(非違行為と懲戒)

第二十八条 教義について異説を固執し、仏祖に対して崇敬を失する行為をした者は、除名又は重懲戒に処する。

第二十九条 本派の秩序を紊乱し又はその企画をした者は、除名又は重懲戒に処する。

第三十条 奉安する本尊及び影像を正当の理由なく担保に供し若しくは譲渡した者は、除名又は重懲戒に処する。

第三十一条 正規の手続を経ないで、法宝物又は寺有財産を費消し又は費消しようとした者若しくは護持を怠つて寺院又は教会を荒廃させた者、あるいは職分を怠つて多数の門徒を背

離させた者は、重懲戒又は軽懲戒に処する。

第三十二条 行使の目的で、仏祖の影像若しくは名号又は本派の用いる印章若しくは文書等を偽造若しくは変造した者は、重懲戒又は軽懲戒に処する。

2 前項の偽造又は変造した文書等を行使した者についても、前項同様とする。

第三十三条 本派、本派に属する機関、別院若しくは団体の財産又はこれらの用に供する財産を不正に費消した者は、重懲戒又は軽懲戒に処する。

2 重大な過失によつて、前項に記載した財産に損害を与えた者は、軽懲戒又は謹慎に処する。

3 宗務役員及び条例で宗務役員とみなされ又は宗務役員に準ずると定められた役職にある者が、前二項に規定する行為を行つたときも、また同様とする。この場合、その役職を離れても懲戒処分を免れることはできない。

4 第一項及び第二項の費消又は損害の全額若しくは一部の賠償を、期限及び方法を指定して判定に併せてこれを命ずることが出来る。

第三十四条 宗務執行を妨害した者、宗門法規で定める願又は申請若しくは届に虚偽の記載をした者は、軽懲戒又は謹慎に

処する。

**第三十五条** 審問院の判定及び裁決に従わない者又は他人に懲戒処分を受けさせる目的で偽証又は虚偽の申告をした者は、軽懲戒又は謹慎に処する。

**第三十六条** 職務に關し、不正の利益を受け又は受ける約束をした宗務役員及び条例で宗務役員とみなされ又は宗務役員に準ずると定められた役職にある者は、重懲戒又は軽懲戒に処する。

2 前項による懲戒処分は、その役職を離れても免れることはできない。

**第三十七条** 故なく賦課金の納付を怠った者及び宗務執行のために発した命令に背き、又は宗務執行のために発した招喚に應じない者は、軽懲戒又は謹慎に処する。

**第三十八条** 申告の義務を有する者が、故意にその申告の義務を怠ったときは、謹慎又は譴責に処する。

**第三十九条** 我情によつて、僧侶又は門徒との間に不和を起した者は、謹慎又は譴責に処する。

**第四十条** 境内又は堂宇において公序良俗に反する行為又は營利を目的とする興業をし、若しくはこれをさせた者あるいは僧侶としての威儀を失墜した者は、謹慎又は譴責に処する。

**第四十一条** 僧侶の分限を行うことができない者に、その行為

をさせた者は、謹慎又は譴責に処する。

**第四十二条** 役職名、教師、学階又は褒賞を詐称した者、法要座次又は衣体を濫用した者は、謹慎又は譴責に処する。

**第四十三条** 削除

**第四十四条** 重大なる過失により、所奉の仏祖又は堂宇を焼失したときは、軽懲戒、謹慎又は譴責に処する。

**第四十五条** 住職又は教会主管者が、その監督を怠り又は制止しなかつたために、寺族又は門徒が第二十八条から前条に規定する非違行為若しくはこれに相当する行為を行ったときは、その住職又は教会主管者は、謹慎又は譴責に処する。

**第四十六条** 懲役又は禁この宣告を受けた者は、除名、重懲戒又は軽懲戒に処する。

2 前項の宣告に執行猶予が付された者についても、前項同様とする。

**第四十七条** 罰金又は破産手続開始の決定若しくは破産の宣告を受けた者は、謹慎又は譴責に処する。

**第四十八条** 前条の処分の理由が僧侶にふさわしくない行為に因るときは、軽懲戒又は謹慎に処する。

**第四十九条** 非違行為であつて、一時の過失によるもの又は軽微なものは、譴責に処する。

第五十条 非違行為を他人に行わせるように教唆若しくは誘導

した者又は非違行為のあることを知って、故意にこれを隠蔽した者は、それぞれ非違行為を行った者に準じて処断する。

第五十一条 国の法令に違反し、又は公益を害する行為のために解散を命ぜられた寺院、教会の住職又は教会主管者は、重懲戒又は軽懲戒に処する。

第五十二条 本派における選挙に関する非違行為は、宗議會議員選挙条例及び教区會議員選挙条例に定める懲戒の規定に従い、処断する。

附則

1 この条例は、一九九一年七月一日から施行する。

2 一九九一年六月三十日現在、継続中であつた行為は、この条例によるものとみなす。

3 一九九一年六月三十日までに、従前の規定によつて行つた行為は、この条例によるものとみなす。

附則(一九九九年六月二五日条例公示第一一号)

1 この条例は、一九九九年七月一日から施行する。

2 一九九九年六月三十日現在、継続中であつた行為は、この条例によるものとみなす。

3 一九九九年六月三十日までに、従前の規定によつて行つた

行為は、この条例によるものとみなす。

附則(二〇〇〇年六月二七日条例公示第一三号)

この条例は、公示の日から施行する。

附則(二〇〇五年六月二八日条例公示第一一号)抄

この条例は、二〇〇五年七月一日から施行する。

附則(二〇一二年六月二九日条例公示第一一号)

1 この条例は、二〇一二年七月一日から施行する。

2 この条例施行の際、従前の規定により進行を停止している時効は、改正後の第二十七条第一項により時効の進行を停止しているものとみなす。

3 この条例施行の際、既に非違行為を行った者が僧籍削除となつている場合又は懲戒の根拠となる役職務を失つている場合、改正後の第二十七条第二項を適用する。

4 この条例施行の日までに行われた改正前の第三十一条に該当する行為は、改正後の第三十一条による行為とみなす。

5 この条例施行の際、既に行われた行為であつて、改正前の第三十三条第一項若しくは第二項又は第三十六条に該当する非違行為は、なお従前の例による。